

平成22年12月1日

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の実施予告について

- 受信契約の締結を求め、11月16日に担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更した未契約の5世帯について、さらに対応を重ねてまいりましたが、どうしてもご理解をいただけない2世帯に対し、本日、民事訴訟の実施の予告通知を発送いたしました。

なお、今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。